

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第二十八号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税及び自動車取得税に関する規定について必要な改正を行った。
- 2 平成二十四年四月に開始する個人事業税、不動産取得税及び自動車税に係る電子納付について、必要な規定及び様式の整理を行った。
- 3 広島県税条例の規定に基づき、従来の自動車税に加えて、コンビニエンスストアに個人事業税及び不動産取得税の収納業務を委託することとし、必要な規定及び様式の整理を行った。
- 4 その他必要な規定及び様式の整理を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日